

くらしの手続きチェックリスト

◆ 転出 手続き ◆

斑鳩町

くらしの手続きチェックリスト ●他の市町村へ転出される方へ

●本人確認書類を忘れずにお持ちください。

1点で本人確認できるもの…運転免許証、マイナンバーカード等(官公署が発行した顔写真付で身分証明ができるもの)
本人確認に2点以上必要なもの…年金手帳、介護保険証、社員証、学生証等

場所	窓口番号	課名	対象者	手続き内容	必要なもの	☑
役場 1階	1	住民課	転出される方 (マイナンバーカードをお持ちでない方)	・住民異動届の記入 ・転出証明書を発行します。	・本人確認書類 ・別世帯で代理の方の場合は、委任状、代理の方の本人確認書類	☐
			転出される方 (マイナンバーカードをお持ちの方)	・住民異動届の記入 ・マイナンバーカードが転出証明書の代わりになります。用紙の転出証明書をご希望される方は窓口にお伝えください。 ・スマートフォンにマイナポータルアプリをダウンロードしていただくことで、役場窓口にお越しただかなくてもスマートフォンで転出の手続きができます。	・本人確認書類 ・別世帯で代理の方の場合は、委任状、代理の方の本人確認書類	☐
	2	国保医療課	本町で国民健康保険または後期高齢者医療に加入されている方	・資格喪失の手続き	・保険の資格がわかるもの(資格確認書・資格情報のお知らせ等) ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等) ・本人確認書類 ・通帳	☐
			福祉医療(子ども・ひとり親・障害・重度老人等)を受給されていた方	・資格喪失の手続き	・受給資格証 ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等) ・本人確認書類	☐
	3	税務課	住民税が課税されている(課税される可能性がある)方	・住民税は、前年中の所得に対し、当年1月1日時点での居住地で1年間課税されます。転出された時期を確認いただき、当町で課税されている場合で、納期が過ぎ、未納になっている住民税があれば納付してください。 ※納期が過ぎていない納付書がある場合は、転出後であってもその納付書で斑鳩町に納税いただく必要があります。		☐

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	☑
役場 1階	3	税務課	固定資産税が課税されている (課税される可能性がある)方	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税は、当年1月1日現在に所有されている土地・家屋に対して課税されます。納期が過ぎ、未納になっている固定資産税があれば納付してください。 ※納期が過ぎていない納付書がある場合は、転出後であってもその納付書で斑鳩町に納付いただく必要があります。 ・土地・家屋の所有者が転出し、町内在住の家族が通知を受け取る場合等、転出先の住所以外に通知等を送付する必要がある場合は、通知送付先等の変更手続きをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認できる書類 	<input type="checkbox"/>
			原付バイクを所有している方	<ul style="list-style-type: none"> ・廃車または所有者の変更の届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・標識(斑鳩町のナンバープレート) ・標識交付証明書 ・届出人の本人確認できる書類 ※転出先の市区町村によっては斑鳩町のナンバープレートを持参すれば手続きができる場合がありますので、先に転出先市区町村へ手続についてお問い合わせください。 	<input type="checkbox"/>
	5	福祉課	70歳以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者優待券(CI-CA等)の返還 ・高齢者優待利用券(顔写真付のカード)の返還 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者優待券(CI-CA等) ・高齢者優待利用券(顔写真付のカード) 	<input type="checkbox"/>
			65歳以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証等の返還 ・介護保険資格喪失の届出 ・介護保険料の還付または納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・負担割合証(お持ちの方) ・負担限度額認定証(お持ちの方) ・転出される方のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等) ・通帳 	<input type="checkbox"/>
			40歳以上65歳未満で要介護認定をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証等の返還 ・介護保険資格喪失の届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・負担割合証(お持ちの方) ・負担限度額認定証(お持ちの方) ・転出される方のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等) ・通帳 	<input type="checkbox"/>
			身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 	<input type="checkbox"/>

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	☑
	6	環境対策課	汲み取り式のトイレをご利用の場合	・し尿くみ取り中止申請 ・し尿くみ取り内容変更申請(世帯員人数の変更等)		<input type="checkbox"/>
役場 2階	8	安全安心課	防災行政無線戸別受信機の貸与を受けている方	・返還手続き、または変更手続き	防災行政無線戸別受信機(返還する場合)	<input type="checkbox"/>
	13	生涯学習課	町立学童保育室に入室されている方	・退室届の提出		<input type="checkbox"/>
	14	教育委員会総務課	町立の幼稚園に在籍されている方	・退園の手続き		<input type="checkbox"/>
			町立の幼稚園以外に在籍されている方	・教育委員会総務課までご連絡ください。		<input type="checkbox"/>
			町立の小学校、中学校から転学(転出)する方	・住民課での手続後、教育委員会総務課にお越しく下さい。 ・転学(転出)日の決定を行い、その後在籍していた学校で、在学証明書及び教科用図書給与証明書を受け取ります。		<input type="checkbox"/>
生き生き ザ斑鳩 プラ		子育て支援課	児童手当を受けている方 特別児童扶養手当、児童扶養手当を受けている方	・住所変更の手続き ※転出届時に役場でも手続きできます。	・証書(児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方)	<input type="checkbox"/>
			保育所に入所されている方	・保育所退所届の提出	・子どものための教育・保育給付支給認定証	<input type="checkbox"/>
斑水奈 鳩道良 事企県 務業広 所団域			水道を使用しなくなる場合	・閉栓の手続き ・未納分の水道料金及び下水道使用料がある場合、支払が必要です。 (上下水道課 74-1401)	上下水道課にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
			水道の利用者が変わる場合	・利用者変更の手続き	上下水道課にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
		その他	自治会について	・所属されている自治会長にお問合せください。		<input type="checkbox"/>

※このリストに記載している手続は一般的なものを示しており、個々人の事情により、必要な手続は異なることがあります。